

当院は厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨 厚生局長に届出を行なっております

1. 基本診療料の施設基準

【短期滞在手術等基本料1】

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。

2. 特掲診療料の施設基準

【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)】

院内で働くスタッフの賃上げを実施するため、ベースアップ評価料の算定をしています。
これにより、患者の皆様の診療費のご負担が上がる場合があります。
このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は院内で働くスタッフの賃上げに全て充てられます。
ご理解くださいますよう、お願いいたします。

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291 点	コンタクトレンズ検査料 1 200 点
再診料	76 点	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
電子的診療情報連携体制整備加算	初診 4 点,再診 2 点	初診 23 点,再診 6 点
外来・在宅物価対応料	2 点	

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名 : 増田 明子

眼科診療経験 : 平成13年から眼科診療開始

当院は以下の指定を受けた医療機関です

保険医療機関

生活保護法指定医療機関

難病法指定医療機関

当院でかかる文書料について

各種証明書	3,300 円
一般診断書(当院様式)	3,300 円
特殊診断書(指定様式)	4,400 円
保険に関する診断書	3,300 円

※上記について、ご不明の点は受付へご相談ください。